

既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置する尿尿浄化槽の  
処理対象人員算定基準のただし書に関する適用基準

山口県建築行政連絡協議会

標記の件について、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302:2000）」の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書（以下「JIS基準ただし書」という。）を適用して処理対象人員を5人とする場合は、下記により取扱うものとする。

記

1 適用できる住宅

適用できる住宅は、次に掲げる全ての要件に適合する既存の一戸建て住宅（賃貸住宅を除く）とする。

- (1) JIS A 3302:2000表の類似用途別番号2（イ）の住宅（延べ面積が130㎡を超える住宅に限る。）であること。
- (2) 2世帯住宅（台所及び浴室が2以上ある住宅）ではないこと。
- (3) 増築又は改築を伴う場合は延べ面積の増加が10㎡以下であること。
- (4) 現状の居住人員（以下「実居住人員」という。）又は居住人員の増加の予定がある場合は、増加後の居住人員（以下「予定居住人員」という。）が5人以下の世帯であること。
- (5) 申請に係る住宅の予測水道使用量（次のいずれかの方法により算定した値）が1,000リットル／戸・日以下であること。ただし、前号の実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は予定居住人員）が3人以下の世帯の場合は、この限りでない。

イ 水道のみを使用している場合

最近1年間の水道使用量のうち、最も使用量の多い期間（概ね2箇月）の使用量を1日当りに換算して求めた値（以下「年間最大水道使用量実績値」という。）とする。ただし、従前が汲み取り便所の場合にあっては年間最大水道使用量実績値に200/150を乗じて得た値とする。なお、居住人員の増加の予定がある場合にあっては年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を乗じて得た値とする。

ロ 水道以外の井戸水等（以下「井戸水等」という。）を使用している場合（メーターの設置その他適当な方法により明らかにした最近1年間の井戸水等使用量のうち、最も使用量の多い期間の使用量を1日当りに換算して求めた値（以下「年間最大井戸水等使用水量実績値」という。）を提出できる場合に限る。）

イの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用水量実績値を加えた値」と読み替えて算定した値とする。

ハ イ、ロについて短期間の実績値しかない場合

イ、ロのそれぞれについて年間最大水道使用量実績値及び年間最大井戸水等使用水量実績値に替えて、実績値のある期間の使用量を1日当りに換算して求めた値を1.5倍した値とする。

- (6) 設置者又は管理者の責任において浄化槽の定期検査、保守点検及び清掃が適正に実施されること。

(7) 将来、諸般の事情により上記適用基準に適合しなくなった場合又は浄化槽法による法定検査の結果が「不適正」と判定された場合は、設置者又は管理者が新たな浄化槽の設置も含め、速やかに改善措置を講じること。

## 2 適用に当たっての手続き

### (1) 設置に係る協議

JIS 基準ただし書を適用する場合には、建築確認申請又は浄化槽設置届出の前に、次の書類により特定行政庁と協議すること。

住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い [様式第 1 号]
誓約書 [様式第 2 号]
世帯全員の住民票写し
最近 1 年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行「納入証明書」又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し） ※第 1 項第 5 号の規定による場合
最近 1 年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 ※第 1 項第 5 号の規定による場合
配置図 ※設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること ※増築又は改築を伴う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

提出部数については、特定行政庁で別途定める

### (2) 管理者変更に係る協議

JIS 基準ただし書を適用した浄化槽の管理者を変更しようとする場合は、次の書類により特定行政庁と協議すること。

浄化槽管理者地位承継届出書 [様式第 3 号]
誓約書 [様式第 4 号]
世帯全員の住民票写し
最近 1 年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行「納入証明書」又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し） ※第 1 項第 5 号の規定による場合
最近 1 年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 ※第 1 項第 5 号の規定による場合
その他 ※増築又は改築を伴う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

提出部数については、特定行政庁で別途定める

## 附 則（策定）

この基準は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（改訂）

この基準は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

( 特定行政庁 ) 様

浄化槽設置者 住 所  
 (浄化槽管理者) 氏 名  
 電話番号

住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書に関する適用願い

下記の既存住宅に設置する浄化槽については、尿尿浄化槽の処理対象人員を「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302 : 2000)」の建築用途別処理対象人員算定基準のただし書の適用をお願いします。

記

設置場所		
住宅の延べ面積 ※1	m <sup>2</sup>	左記の内、増築又は改築により増加する床面積 (10 m <sup>2</sup> 以下) m <sup>2</sup>
居住人員 ※2 (5人を超える場合、適用できません)	(実居住人員) 人	(予定居住人員) 人
建築物の工事種別	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 既存のまま <input type="checkbox"/> その他 (                      )	
台所・浴室の箇所数	台所	カ所・浴室    カ所
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水のみ <input type="checkbox"/> 井戸水のみ <input type="checkbox"/> 水道と井戸の併用	
年間最大水道使用量実績値 ※3、7		リットル/戸・日
年間最大井戸水等使用水量実績値※4、7		リットル/戸・日
予測水道使用量 ※5、6、7 (1,000 リットル/戸・日を超える場合、適用できません)		リットル/戸・日
ただし書き適用により採用する人槽	5	人

※この書面は浄化槽の維持管理等を所管する保健所長又は権限移譲市町長へも通知します。

(裏)

【添付図書】

- 誓約書 [様式第 2 号]
- 世帯全員の住民票写し
- 最近 1 年間の水道使用量 (井戸水等使用量) を明らかにする資料
- 配置図などの設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示する資料
- 住宅の増築又は改築を伴う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

- ※ 1 増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。
- ※ 2 「居住人員」については、住民票の写しを資料として添付してください。  
「実居住人員」については、住民票の記載の有無にかかわらず、実際に居住されている人数を記載してください。  
「将来の見込み」については、居住予定者一覧を添付し、子供の出生や転入等により世帯人員が増加する予定がある場合は、その人員数を含めた人員数を記載してください。  
実居住人員 (居住人員の増加の予定がある場合は予定居住人員) が 3 人以下の世帯の場合は、※ 3～※ 5 の項目への数値記入及び水道使用量関係資料の提出は不要です。
- ※ 3 最近 1 年間の水道使用量を明らかにする資料 (水道局発行: 納入証明書又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し) を添付するとともに、そのうち、最も使用量の多い期間の使用量を 1 日あたりに換算して求めた値を記載してください。
- ※ 4 最近 1 年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 (メーター等を設置して井戸水等の使用量が把握できる場合に、概ね 2 箇月ごとにその使用量を記載した資料) を添付するとともに、そのうち最も使用量の多い期間の使用量を 1 日あたりに換算して求めた値を記載してください。
- ※ 5 ・水道のみ使用している場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)  
= 年間最大水道使用量実績値 (ℓ/戸・日) / 実居住人員 × 予定居住人員  
・井戸水等を使用している場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)  
= { 年間最大水道使用量実績値 + 年間最大井戸水等使用量実績値 (ℓ/戸・日) }  
/ 実居住人員 × 予定居住人員
- ※ 6 従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)  
= ※ 5 式で得た値 × 200 / 150
- ※ 7 ※ 3、4、5 について短期間の実績しかない場合、年間最大水道使用量実績値及び年間最大井戸水等使用量実績値に替えて、その期間の使用量を 1 日あたりに換算して求めた値を 1.5 倍した値としてください。



## 浄化槽管理者地位承継届出書

年 月 日

( 特定行政庁 ) 様

承継前の浄化槽管理者

(住所)

(氏名)

電話番号

承継後の浄化槽管理者

(住所)

(氏名)

電話番号

下記のとおり浄化槽に係る管理者の地位を継承したいので、既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書に関する適用基準（以下「適用基準」という。）に適合していることを証する書類等を添えて届け出ます。

### 記

浄化槽設置場所			
設置届出又は建築確認若しくは計画通知の年月日			
住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用通知書の番号	第	号	
地位承継後の居住人員 ※ (5人を超える場合、適用できません)	(実居住人員) 人	(将来の見込み) 人	

※この書面は浄化槽の維持管理等を所管する保健所長又は権限移譲市町長へも通知します。

### 【添付図書】

- 誓約書 [様式第4号]
- 世帯全員の住民票写し
- 最近1年間の水道使用量（井戸水等使用量）を明らかにする資料
- 住宅の増築又は改築を行う場合は、平面図等の工事内容がわかる資料

※ 浄化槽管理者の変更にあたっては、別途、環境省関係浄化槽法施行規則第8条の2第3項の規定に基づく報告が必要です。

# 誓 約 書

年 月 日

( 特定行政庁 ) 様

浄化槽所有者 住 所  
(浄化槽管理者) 氏 名

\_\_\_\_\_市・町\_\_\_\_\_に設置されている浄化槽については、その管理者の地位を承継した場合においても、「既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書に関する適用基準」に引き続き適合しています。

同基準の適用を受けて設置された処理対象人員が 5 人の浄化槽の管理者の地位を承継するにあたり、将来、諸般の事情の変化等により、浄化槽を自らの責任において設置し替える必要が生じる場合があることも十分理解したうえで、下記事項並びに提出書類記載事項に相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 将来にわたって 1 日当たりの最大水道使用量が 1,000 ㍓を超えることはありません。
- 2 将来にわたって実居住人員が 5 名を超えることはありません。
- 3 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、ただし書適用基準を遵守することにより生活環境を保全します。
- 4 前記 1 項又は 2 項に相違する事態となった場合、又は浄化槽法による法定検査の結果が「不適正」と判定された場合は、行政庁の指導に従い浄化槽の設置替えを行うなど、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 6 浄化槽の所有者又は管理者を変更しようとする場合は、責任を持って上記事項を説明し、変更前に浄化槽管理者地位承継届出書（様式第 3 号）を提出します。

※この書面は浄化槽の維持管理等を所管する保健所長又は権限移譲市町長へも通知します。